

## 伊予市置き配バッグ配布事業委託業務仕様書

### 1 業務名

伊予市置き配バッグ配布事業委託業務

### 2 目的

EC 市場の需要拡大に伴い、宅配便の取扱個数が増加している中、ドライバー不足や燃油高騰の長期化等により宅配事業者の負担が増加している。置き配バッグ等を普及することによって、再配達を削減、配送車両の燃料消費の軽減やドライバーの人的負担、事業者の温室効果ガス排出削減を目的として、置き配バッグ等の配付を実施し、普及啓発を行うことを目的とする。

### 3 定義

この仕様書において、「発注者」とは伊予市を、「受注者」とは伊予市置き配バッグ配布事業委託業務（以下「本業務」という。）を受託した事業者をいう。

### 4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 25 日（水）まで

### 5 配付件数

2,000 件

### 6 応募受付期間

市民の応募期間は、業務履行期間内とするが、発注者と協議の上、設定すること。

### 7 業務の範囲

受注者は、下記の業務を実施するものとする。なお、業務の実施にあたっては、各業務内容の仕様を踏まえ、本業務での目的達成に向け、効果的な内容を提案し実施するものとする。

#### (1) 配付する置き配バッグの調達

受注者の負担によって、本事業で配付する置き配バッグ（以下「置き配バッグ」という。）を調達すること。また、配付する 2,000 個の他、5 個を別途用意し、配付開始にあたり事前に発注者にサンプルとして納品すること。なお、置き配バッグの仕様は次の事項を満たすものとする。

ア 120 サイズ程度の宅配物が入る大きさのもの

- イ 使用に当たり工事が不要なもの
- ウ 戸建て・アパート等の形式を問わず設置・使用が可能なもの
- エ 配達されるまでは玄関のドアノブ等に吊り下げるバッグ型であること。
- オ 撥水又は防水加工がされているもの
- カ 防犯対策がされているもの
- キ 伊予市オリジナルデザインのバッグとする。

※デザインについては、伊予市に縁のあるデザイナー等に依頼すること。

※デザインについては、受注者と発注者で協議の上、決定することとし、完成したデザインの著作権及び版権は発注者に帰属し、発注者による二次的使用を可能とする。

- ク 置き配バッグは原材料調達、生産、流通、使用、廃棄・リサイクルといったライフサイクル全体を通じた温室効果ガス排出量を算定済みの製品であること。数値に関しては、日本国内の第三者機関にて算出又は監修がなされていること。

## (2) 応募受付システムの構築

置き配バッグの配付を希望する応募者（以下「応募者」という。）の受付は、インターネットを用いることとし、応募受付期間前までに受注者によって応募フォームを含むシステムを構築すること。なお、システム構築に当たっては次の事項を満たすよう設計すること。

- ア PC及びスマートフォンから入力可能なもの
- イ ウェブアクセシビリティへの配慮がされ、誰にでも入力しやすいデザインのもの
- ウ 「別表第一 応募時入力項目」を入力できるもの、なお、メールアドレスは誤入力を確実に防げるもの
- エ 発注者が指定する必要事項が未入力のまま応募できないもの
- オ 「別表第二 配付対象者の要件」に記載した事項を入力者へ確認し、入力者がチェックしないと応募に進めないなどその経過を残せるもの
- カ 入力画面のURLがあり、「7（3）応募者の募集及び事業実施に係る広報」での広報媒体に掲載可能又は広報媒体からのリンク等が可能なもの
- キ 入力内容を集計し、結果をデータ出力できるもの
- ク 入力者ごとにNo等が振られ、入力者を識別できるもの
- ケ 入力内容の修正を除き、応募受付期間において同一世帯から1回以上の応募ができないもの、又は、応募受付期間において同一世帯からの重複応募があった場合、これを除外できるもの
- コ 入力画面又は説明画面等において、7（6）に記載する再配付や落選時の対応、7（7）に記載するアンケート実施及び9に記載する説明責任な

- ド、発注者が必要と認める情報の説明を十分に明記しているもの
  - サ システムの動作不良等が生じた場合に、受注者が速やかに対応可能なもの
  - シ 情報セキュリティの管理が十分になされているもの
  - ス 入力された情報の保護体制等必要な対応がなされており、入力者に対し、必要な対応についての説明が十分にされているもの
  - セ システムの構築後、発注者による操作性等の確認を実施したもの
- (3) 応募者の募集及び事業実施に係る広報
- 受注者は、当該事業の実施が広く周知され、宅配バッグの普及啓発の周知に効果的な広報を提案し、伊予市内全域を対象として応募受付期間において受注者の負担により実施する。
- なお、広報手段及びデザインについては次のとおりとする。
- ア 広報手段  
受注者は SNS 広告や WEB 広告などインターネットを活用した広報を少なくとも 2 種類提案し、実施すること。  
実施にあたっては次の事項に留意して広報を提案し、広報手段・デザイン実施の流れ等を発注者と協議の上実施すること。
    - ・インターネット利用者やネット通販利用者等に対し効果的なもの
    - ・チラシの配布では届きにくい相手へのアプローチとして効果的なもの
  - イ 広報デザイン  
広報デザインについては、次の事項を満たしたものを受注者が提案し、発注者との協議の上、決定することとする。なお、完成した広報デザインの著作権及び版権は発注者に帰属するものとし、発注者による二次的使用を可能とする。
    - (ア) 当該事業の内容が分かりやすく表現されているもの
    - (イ) 宅配バッグ自体の紹介や、在宅時における非対面での宅配受取など、宅配バッグを使用して実現する「新しい生活様式」の紹介が含まれているもの
    - (ウ) 複数の媒体及び広報手段にまたがる場合であってもデザインに一貫性と統一性があるもの
    - (エ) WEB ページ等においては、ウェブアクセシビリティへの配慮がされているもの
    - (オ) 発注者による確認を受け、広報開始日の 1 週間以上前までに確定したもの
    - (カ) 個人の権利等に十分に配慮されており、権利者の許諾等を要する場

合には、受注者が必要な権利処理を行ったもの

- (キ) 応募や配付等に係る注意事項及び「9 本件業務期間中における説明責任」など発注者が必要とする説明が明記されているもの
- (ク) その他発注者が必要と認める事項が含まれているもの

#### ウ 広報期間

- (ア) 置き配バッグの応募受付に関する広報期間  
置き配バッグの応募受付開始から応募件数が 2,000 件を超えるまでとする。
- (イ) 置き配バッグ配布事業に関する広報期間  
置き配バッグの応募受付開始から、全件配布完了までの期間とする。

#### エ その他

広報にあたっては、本業務期間内に置き配バッグの全件配付が完了できるように工夫すること。

#### (4) 当該業務に関する問合せ対応

受注者は、契約期間内において、応募者等からの問合せへの対応が可能な体制を構築する。

なお、当該体制は、「7 (3) 応募者の募集及び事業実施に係る広報」の広報等に、問合せ先として掲載する。

#### (5) 応募受付及び配付対象者の決定

受注者は、7 (2) に記載する応募受付システム及びその他の方法により応募受付を行い、置き配バッグを配付する者（以下「配付対象者」という。）を決定する。

なお、詳細については次のとおり。

- ア 配付対象者の要件は別表第二のとおりとする。
- イ 応募受付期間は、「6 応募受付期間」のとおりとする。
- ウ 応募受付期間において応募件数が募集枠を超えた場合には、抽選により配付対象者を決定する。
- エ 応募受付期間における応募件数が募集枠に満たない場合は、令和 8 年 1 月以降に再度募集し、先着順により配付対象者を決定する。
- オ 応募受付期間の一方のみ抽選となった場合は、落選者は優先的に配付対象者として決定する。なお、抽選とする場合がある。
- カ 配付対象者の決定にあたって、次の制限を設ける。
  - (ア) 1 世帯につき 1 件までとする。
  - (イ) 「別表第二 配付対象者の要件」を満たした者とする。なお、7 (2) のオにおけるチェックがされた場合でも、市外住所が記載された場合には対象外とする。

- (ウ) 応募受付期間終了後の応募者は対象外とする。
- (6) 配付対象者への置き配バッグの配付
- 受注者は、「7（5）応募受付及び配付対象者の決定」で決定した配付対象者に対し、速やかに置き配バッグを配付する。なお、配付をもって当選通知とかえることとし、落選通知は発送しないものとする。
- また、配付にあたっては次の事項に注意すること。
- ア 郵便ポストへの投函や置き配など、再配達が生じない方法で配付する。
- イ 配付対象者による住所の記入誤り等で配付ができなかった場合には、受注者は応募受付時の入力項目をもとに当該配付対象者へ連絡し、1回まで再配付する。
- ウ 前号の再配付後もあて名不完全等で配付ができなかった場合には、当該配布対象者は落選したものとみなす。
- エ 配付対象者から置き配バッグにつき初期不良等の相談があった場合には、受注者の責任で誠実に対応することとする。
- (7) 配付対象者へのアンケート実施
- 発注者は、インターネットによるアンケートフォームを作成し、配付対象者へ置き配バッグの配付から1か月後にアンケートを実施する。
- 受注者は、置き配バッグの配付時にアンケートに係る案内を併せて配付するとともに置き配バッグの配付から1か月経過後に配付対象者に対し、アンケート回答への協力を依頼する。なお、受注者による置き配バッグの配付から1か月経過後のアンケート回答の協力依頼について、手法は問わないものとするが、実施前にその方法及び内容について発注者と調整するものとする。
- (8) 成果物の納品
- 受注者は、本業務に係る報告書及び本業務契約で作成したもの一式について下記期限までに発注者へ納品し、発注者による検収を受けなくてはならない。
- なお、発注者からの提供の要望がある場合には、当該期限に関わらず可能な範囲で一部又は全部について提供することとする。また、本業務の実施によって得られた結果は全て発注者に帰属するものであり、結果をもとに作成した報告書の著作権及び著作権も発注者に帰属するものとする。
- また、それぞれの仕様については次のとおり。
- ア 報告書
- ・本業務における応募受付結果、置き配バッグの配付結果、及び広報実績をまとめたものとする。
  - ・契約期間満了日までに納品することとする。

- ・配付件数及び配付先の住所等の応募受付時の入力事項がまとまっているページを含むものとする。
  - ・各集計結果については、グラフ等を使用して分かりやすくまとめるものとする。
  - ・チラシの配布箇所、配布枚数や 広告を実施した場合にはその表示回数やクリック数等、本業務内で実施した広報の結果をまとめたページを含むものとする。
  - ・A4 判文字サイズ 10.5 ポイント以上の横書き両面カラーで作成することとする。
  - ・紙媒体の納品とあわせ、PDF データと Word 等の加工可能なデータを CD-R 等の媒体で納品することとする。
- イ 応募受付システムでの回答のデータ一式
- ・契約期間満了日までに納品することとする。
  - ・集計したデータ一式について、Excel で提出する。
- ウ 応募受付システム
- ・契約期間満了日までに納品することとする。
  - ・応募フォームのページ等を PDF 化し納品するとともに、フォーマット自体を CDR 等の媒体で納品することとする。
- エ インターネットによる広報
- ・成果物について、発注者の指示に従って編集可能な形式で契約期間満了日までに納品することとする。
- オ 置き配バッグサンプル
- ・5 個を別途用意することし、第 1 期の配付前にサンプルとして納品することとする。

(9) 行程表の提出

受注者は、契約締結後 1 週間以内に本業務の遂行のための行程表を作成し、発注者へ提出しなければならない。

なお、提出した行程表について発注者からの指示があった場合には、指示を踏まえて修正し、再提出することとする。

(10) その他

本仕様書に示した業務以外に実施することが必要な業務がある場合には、受注者は、発注者と協議の上、実施する。

8 納品場所

伊予市産業建設部環境政策課 (愛媛県伊予市米湊 820 番地)

## 9 本件業務期間中における説明責任

受託者は、置き配バッグの使用に伴う注意等について、応募者及び配付対象者に対し、利用の際の一般的な注意点について十分に理解して使用できるよう、受注者の責任において十分に周知及び説明を果たすこととする。なお、説明内容については次の事項とする。

- (1) 配達後の長時間放置を避けること、など置き配バッグ利用に係る盗難防止策
- (2) 避難経路を塞ぐような配達物の放置を避けること、など集合住宅における消防法への対応
- (3) 置き配バッグの廃棄時における、法令等に定められた廃棄方法の遵守
- (4) その他発注者が必要と認める事項

## 10 守秘義務

受注者は、本業務の履行により知り得た一切の情報について第三者に提供又は漏らし、又は本業務の履行以外の目的に使用してはならない。なお、契約期間満了後または契約解除後においても同様とする。

## 11 個人情報の管理

受注者が本業務の履行により知り得た個人情報については、以下の事項を厳守しなければならない。

- (1) 本業務の履行により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。
- (3) 発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は受注者自らが行き、第三者にその処理を委託してはならない。
- (4) 個人情報に関する資料を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 個人情報に関する資料を発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。
- (6) 個人情報に関する資料をき損及び滅失することのないよう、安全な管理に努めなければならない。
- (7) 個人情報に関する資料は業務完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。
- (8) 個人情報に関する資料の一部または全部について、漏えい、き損及び滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- (9) 受注者は、本業務を実施する上で知りえた個人情報を使用する必要がなくなった場合、速やかに、かつ確実に破棄するものとする。

## 12 著作権

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたって、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 受注者は、委託業務の完了後、成果品を発注者に納品し、発注者による検査に合格した日をもって、成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を発注者に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。

ただし、成果品の全部又は一部に受注者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に発注者に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

- (3) 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受注者は、直ちにこれを発注者に報告し、受注者の責任と費用負担において解決するものとする。

## 13 法令等の遵守

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 本業務の遂行にあたっての諸法令の運用適用は、受注者の責任において行うものとする。

## 14 一括再委託の禁止

受注者は、本業務について業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任させることができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

## 15 疑義事項

本仕様書に定めのない部分や疑義が生じた場合については、発注者と受注者の協議により決定する。

別表第一 応募者時入力項目

1	氏名
2	年齢
3	住所
4	連絡先（メールアドレス等）
5	家族構成
6	住居形態
7	宅配の利用頻度
8	再配達経験の有無
9	現在宅配バッグ等を導入していない理由（複数回答ありの選択制を予定）
10	その他発注者が求めるもの

別表第二 配付対象者の要件

1	伊予市内在住の者
2	置き配バッグを使用する意思のある者
3	集合住宅に居住する場合には、そのルール上置き配バッグの設置が可能な者
4	置き配バッグを転売等しない者
5	その他発注者が必要と認める事項